

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局市街地整備部区画整理課（審査）（06-6208-9418）
処分課（担当）名	都市整備局市街地整備部区画整理課（清算）（06-6208-9437）
処分の名称	分納清算金の繰上徴収
概要	清算金の分納を許可された方が、分納している清算徴収金に係る宅地についての所有権、または所有権以外の権利（借地権等）を、第三者に譲渡した時や分納している清算徴収金を滞納した時には、分納している清算金について繰り上げ徴収を行う事があります。
根拠法令等 及び条項	土地区画整理法第110条第2項 土地区画整理法施行令第61条第3項 大阪都市計画事業長吉瓜破地区土地区画整理事業施行規程23条第7項 第8項 （昭和52年9月29日 条例第45号） （大阪市例規URL） <a href="https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a>
処分基準	次の場合には、分納清算金の繰上徴収を行うことがある。 1 清算金の分納を許可された者が、分納している清算徴収金に係る宅地についての所有権または所有権以外の権利（借地権等）を、第三者に譲渡したとき 2 清算金の分納を許可された者が、分納している清算徴収金を滞納したとき
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000023386.html">https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000023386.html</a>
備考	